

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布します。

令和2年3月二十四日

三重県条例第二十一号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成二十年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

目次	改 正 後	改 正 前
目次		
第一章 (略)		第一章 (略)
第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保		第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保
第一節 事業者等の義務 (第七条—第十四条) 条)		第一節 事業者の義務 (第七条—第十一条) 第十八条)
第二節 土地所有者等の義務 (第十五条— 第十八条)		第二節 土地所有者等の義務 (第十三条— 第十五条)
第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に 関する環境配慮 (第十九条—第三 十四条)		第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配 慮 (第十六条・第十七条)
第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (第三十五条・第三十六条)		第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (第十八条・第十九条)
第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な 管理 (第三十七条—第三十九条)		第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な 管理 (第二十条—第二十二条)
第四章 雜則 (第四十条—第四十二条)		第四章 雜則 (第二十三条・第二十四条)
第五章 罰則 (第四十二条—第四十六条)		第五章 罚則 (第二十五条—第二十八条)
附則		附則
(定義)		(定義)
第二条 (略)		第二条 (略)
2 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～六 (略)		2 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～六 (略)
七 産業廃棄物の処理施設 次のいづれか に該当するものをいう。		七 産業廃棄物の処理施設 次のいづれか に該当するものをいう。
イ 法第十四条第一項及び法第十四条の 四第一項の規定による許可を受けよう とする者及び受けた者が、産業廃棄物の		イ 法第十四条第一項及び法第十四条の 四第一項の規定による許可を受けよう とする者及び受けた者が、産業廃棄物の

収集又は運搬を業として行うための産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設又は場所

四 法第十四条第六項及び法第十四条の四

第六項の規定による許可を受けようとする者及び受けた者が、産業廃棄物の処分を業として行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設

八 関係地域 産業廃棄物の処理施設の設置又は規則で定める変更（以下「設置等」という。）により生活環境に影響が生じるおそれがある地域として規則で定める地域をいふ。

九 関係住民等 次に掲げるものをいう。

- イ 事業計画地（産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする土地をいう。以下の号において同じ。）及び事業計画地の敷地境界からおおむね二十メートル以内の土地所有者及び現に土地使用权原を有する者
- ロ 関係地域内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者
- ハ その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者

第二章 （略）

第一節 事業者等の義務

（産業廃棄物の保管場所に係る届出）

第八条 （略）

第一節 事業者の義務

（産業廃棄物の保管場所に係る届出）

第八条 （略）

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。

一〇四 （略）

- 五 特別措置法第八条（特別措置法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する届出に係る届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビニル廃棄物を保管するとき。

六・七 （略）

- 八 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管す

るとき。

3

(略)
(県内搬入に係る届出)

第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者（以下これらを「県外排出事業者」という。）は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合（次号に掲げる場合を除く。）
- 二 県外排出事業者が一の優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第一号又は同令第六条の十四第二号に掲げる者であつて、その許可の有効期間（法第十四条第八項又は法第十四条の四第八項の許可の有効期間をいう。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の三第一号に規定する特定不利益处分を受けていない者に限る。）に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が千トン未満又は千立方メートル未満の

3

(略)
(県内搬入に係る届出)

第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者（以下これらを「県外排出事業者」という。）は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合、この限りでない。

二 県外排出事業者が一の優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第一号又は同令第六条の十四第二号に掲げる者であつて、その許可の有効期間（法第十四条第八項又は法第十四条の四第八項の許可の有効期間をいう。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の三第一号に規定する特定不利益处分を受けていない者に限る。）に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が千トン未満又は千立方メートル未満の

場合

2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行

令第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号トに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの（以下「指定特別管理産業廃棄物」という。）を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとすることは、当該搬入する日の二十日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合、この限りではない。

第十二条（略）

（解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等）

第十三条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第一百四号）第二条第三項第一号の解体工事（以下この条において単に「解体工事」という。）であつて、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第二条第十項の発注者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行

令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号ヘに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの（以下「指定特別管理産業廃棄物」という。）を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の二十日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合は、この限りではない。

第十二条（略）

（解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等）

第十三条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第一百四号）第二条第三項第一号の解体工事（以下この条において単に「解体工事」という。）であつて、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第二条第十項の発注者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

- 2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。
- 3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前二項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならぬ。
- 4 解体工事の発注者は、前三項の規定による元請業者からの説明及び報告のあつたときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。
- 5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかにその旨を知事に通報するよう努めるものとする。
- (勧告及び公表)
- 第十四条 知事は、対象解体工事の元請業者が前条第一項又は第二項の規定に違反して、当該対象解体工事の発注者に説明若しくは報告をせず、若しくは虚偽の説明若しくは報告をし、又は交付した書面の写しを保存しなかつたと認めるときは、当該元請業者に対し、同条第一項又は第二項の説明又は報告その他必要な措置を講ずべき」とを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた対象解体工事の元請業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該元請業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において

て、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第二節 (略)

第十五条～第十七条 (略)

(土地所有者等への指導)

第十八条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導するものである。

第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮

(産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等)

第十九条 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図ることとし、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理に当たり関係地域の生活環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

(合意形成手続)

第二十条 事業計画者は、次の各号に規定する場合は、あらかじめ、¹⁾の節の規定による手続き（以下「合意形成手続」という。）を実施し、第一十八条第一項の規定による通知を受けたおがなければならない。

- 一 法第十四条第一項又は法第十四条の四第一項の規定による許可（積替え又は保管を行う場合のものに限り、更新に係るものと除く。）の申請を行おうとする場合
- 二 法第十四条第六項又は法第十四条の四第六項の規定による許可（更新に係るものと除く。）の申請を行おうとする場合
- 三 法第十四条の二第一項又は法第十四条

第二節 (略)

第十三条～第十五条 (略)

(産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等)

第十六条 知事は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする。

の五第一項の規定による許可（収集又は運搬に係るものにあっては、積替え又は保管を行う場合のものに限る。）の申請を行おうとする場合

四 法第十四条の二第三項又は法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出に係る変更を行おうとする場合

五 法第十五条第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合

六 法第十五条の二の六第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合

七 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出に係る軽微な変更を行おうとする場合

2 事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受けた日から一年を経過した場合において前項各号の申請又は変更を行つていないとときは、当該通知に係る合意形成手続は実施されていないものとみなし、当該通知は、その効力を失う。

（事業計画書の提出）

第二十一条 事業計画者は、合意形成手続を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 産業廃棄物の処理施設の設置等の目的

三 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所

四 産業廃棄物の処理施設の種類

五 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類

六 産業廃棄物の処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

七 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画

八 産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画

九 事業計画書の内容（以下「事業計画」という。）を関係住民等に周知するための説明会（以下単に「説明会」という。）の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び総覧する方法

十 その他規則で定める事項

2 事業計画書には、当該産業廃棄物の処理施設を設置等する」とが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（次項において「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならない。

3 知事は、事業計画書の提出があつたときは、速やかに、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）の写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

（事業計画書の公告及び総覧）

第二十二条 事業計画者は、事業計画書の提出を行つた後、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事業計画書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、総覧に供しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業計画者が総覧を開始したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表し、当該事業計画書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

（説明会の開催等）

第二十三条 事業計画者は、前条第一項の総覧を開始した日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、その関係地域の属する市町内において、

説明会を開催しなければならない。

事業計画者は、前項の規定による説明会の開催後、規則で定めるところにより、その説明会の実施状況の概要を作成し、速やかに公告するとともに縦覧に供しなければならない。

(事業計画書についての意見書の提出)

第二十四条 関係住民等は、第一二二条第一項の規定により事業計画者が事業計画書の公告を開始したときは、説明会（複数あるときは、その最後のもの）を開催した日の翌日起算して三十日を経過する日までに、事業計画書について生活環境の保全上の見地がらの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる。

(見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出)

第二十五条 事業計画者は、前条の意見書又は次項の再意見書の提出があつたときは、当該意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、規則で定めるところにより公告するとともに、第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 関係住民等は、前項の規定により事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、縦覧の開始の日の翌日起算して三十日を経過する日までに、当該見解書について生活環境の保全上の見地がらの意見を記載した再意見書を事業計画者に提出することができる。

(合意形成手続終了の報告)

第二十六条 事業計画者は、第二十一条から前条までの規定による手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは、その旨の書面（以下「合意形成手続終了報告書」という。）を規則で定めるところ

により知事に提出することができる。

2 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があつたときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該合意形成手続終了報告書の写しを第二十一条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

(関係行政機関の長への照会等)

第二十七条 知事は、合意形成手續終了報告書の提出があつたときは、当該合意形成手續終了報告書に係る産業廃棄物の処理施設の設置等に関し関係法令等を所掌している行政機関の長（以下「」の条及び次条において「関係行政機関の長」という。）に、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の規定による照会の結果を踏まえ、事業計画書及び合意形成手續終了報告書の内容と関係法令等との適合性について、事業計画者と関係行政機関の長との協議又は調整が必要と認めるときは、当該事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画者は、前項の規定による通知があつたときは、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

4 知事は、事業計画者から前項の規定による報告があつたときは、速やかに、関係行政機関の長に当該報告の内容と関係法令等との適合性について確認するものとする。
(手続終了等の通知)

第二十八条 知事は、合意形成手續終了報告書の提出があつたときは（前条第二項の規定による通知をしたときは、同条第四項の規定による確認をしたとき）、事業計画書及び合意形成手續終了報告書その他の書面に基づき、関係地域の生活環境の保全について適正な

配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られていいかを審査し、次の各号のいずれにも該当しないときは、合意形成手続が終了した旨を事業計画者及び関係行政機関の長に通知する。」
規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

一 第二十九条から前条までに規定する手続きに関する事業計画者の取組が不十分であると認めるとも。

二 関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき。
2 知事は、前項第一号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するとともに、第二十九条から前条までに規定する手続きのうち再度実施する必要があると認められる手続の実施を求めるものとする。

3 知事は、第一項第二号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

4 知事は、前三項の規定による通知を行おうとするときは、必要に応じて生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(事業計画書の変更の届出等)

第二十九条 事業計画者は、その事業計画の全部又は一部を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更事業計画書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
2 第二十九条第二項及び第三項並びに第二十二条から前条までの規定は、前項本文の変更について準用する。」の場合において、「事業計画書」とあるのは、「変更事業計画書」と読み替えるものとする。
3 第一項ただし書の軽微な変更をした事業計画者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、関係住民等にその内容の周知を図るものとする。

4 知事は、前項の規定による軽微な変更の届出があつたときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

(事業計画書の廃止の届出等)

第三十条 事業計画者は、事業計画の全てを廃止したときは、規則で定めるところにより、当該事業計画者が第一二二条第一項の規定による公告を開始する日までに、前項の規定による届出を行つたときは、二の限りでない。

(許可の取扱い)

第三十一条 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行つたときは、法第七条第五項第四号トに該当するものと判断する」とができる。

2 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行つたときは、法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の六第二項の規定により準用する場合を含む。）に適合していないものと判断することができる。

(勧告及び公表)

第三十二条 知事は、事業計画者が正当な理由なくこの節に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行つたと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事

業計画者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに事業計画者の氏名又は名称を公表することができる。」の場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

(指導及び助言)

第三十三条 知事は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、」の節に規定する手続に關し、事業計画者に対し、必要な指導及び助言を行う」とができる。

(適用除外)

第三十四条 次に掲げる施設の設置等については、」の節の規定は、適用しない。

- 一 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十号）第三条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による届出に係る施設又は公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けて埋立てをする場所に設置する施設
- 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
- 三 国、地方公共団体若しくは法第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設又は既設の施設であつて公共事業によりその構造、位置等を変更等するもの
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設について、その申請により、認定することができる。
- 3 前項の規定により認定された産業廃棄物の処理施設の設置等については、第二十条から第二十八条までの規定は、適用しない。

(産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取)

第十七条 知事は、法第十九条の五、法第十九

条の六又は法第十九条の八の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第四節 (略)

第三十五条 (略)

(行政処分等の公表)

第三十六条 知事は、法第十二条の六第三項、法

第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二（法第一項若しくは第二項（法第十四条の六において準用する場合を含む。））、法第十五条の二（法第一項において準用する場合を含む。）、法第十五条の三（法二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第三二号（法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五第一項（法第十七条の二第三項及び法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。）、法第十

九条の六第一項、法第十九条の十一第一項又

は特別措置法第十二条第一項（特別措置法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、当該処分の内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。

一・二 (略)

2 知事は、前項の処分（法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二第一項及び第二项（法第十四条の六において準用する場合を含む。）並びに法第十五条の三の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があつたときは、その旨を公表することができる。

第三十七条～第三十九条 (略)

第四章 (略)

(産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取)

第四十条 知事は、法第十九条の五、法第十九条の六又は法第十九条の八の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第十八節 (略)

第三十六条 (略)

(行政処分等の公表)

第十九条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十五条の二（法第十五条の三（法第十九条の三第二号、法第十九条の五一項、法第十九条の六第一項又は法第十九条の十第一項）の規定による処分をしたときは、当該処分の内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。

一・二 (略)

2 知事は、前項の処分（法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）及び法第十五条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）並びに法第十五条の三の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があつたときは、その旨を公表することができる。

第三十七条～第二十一条 (略)

第四章 (略)

(産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取)

第三十七条～第二十一条 (略)

第四十一条・第四十二条 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

第四十三条 第三十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十五条第一項の規定による報告について、虚偽の報告をした者

三 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条又は第四十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は第二十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は第二十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第八条第二項の改正規定、第九条第二項の改正規定（「同号」を「同号ト」に改める部分に限る。）並びに第十九条の改正規定及び同条を第三十六条とする改正規定（「第十九条」を「第三十六条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第三項第一号の解体工事をいう。）については、この条例による改正後の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（次項において「新条例」という。）第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際産業廃棄物の処理施設の設置等について規則で定める手続を既に開始している場合において、当該手続を終了したと認められるときは、当該産業廃棄物の処理施設の設置等について新条例第二章第三節の規定は、適用しない。